

集落営農（任意組合）の代表者の皆様へ

集落営農（任意組合）は、税申告（青色申告）ができないので、直接収入保険に加入することはできませんが、法人化すれば、集落営農法人として収入保険に加入することができます。

(※) 農業経営法人化支援事業を活用し、経営相談等を行い、法人化した場合、40万円の支援が受けられます。

法人化していなくても…

集落営農（任意組合）の構成員は、青色申告を行っていれば、収入保険に加入することができます。

（パターン1）

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物について、構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できない場合

（いわゆるプール方式）

集落営農（任意組合）とは別に取り組んでいる農産物は収入保険に加入することができます。

（パターン2）

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物について、構成員ごとの作付面積、収穫量、売上が把握できる場合

（いわゆる枝番方式）

集落営農（任意組合）で取り組んでいる農産物及び集落営農（任意組合）とは別に取り組んでいる農産物を合わせて収入保険に加入します。

(注) 集落営農（任意組合）が、ナラシ対策等の類似制度に加入する場合、収入保険に加入する構成員の分を除いて、類似制度に加入します。